

表3 病気休暇の状況(令和6年4月1日現在)

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇です。

(単位:団体)

区分	団体数	原則、必要最小限の期間とし、連続取得日数の上限を90日(または3ヶ月)と定めている。	左記以外
県内市町村	62 (100%)	59 (95.2%)	3 (4.8%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100%)	1,552 (90.2%)	169 (9.8%)

(注) 1 「左記以外」となる団体は、上限日数(月数)が異なる、年間で取得日数の上限を定めている等である。

2 調査対象は、表1と同様。